

議案第 17 号 令和 6 年度四條畷市一般会計補正予算(第 5 号)に対する付帯決議

令和 6 年度四條畷市一般会計補正予算(第 5 号)の執行に当たっては、下記の事項に留意すること。

記

令和4年度の「四條畷市議会議決すべき計画に関する特別委員会」において、8施設を現市民総合センター敷地に集約することに議決した。それに基づき、市の責任において個別施設計画【公共施設】令和 5 年 4 月改訂版が策定された。

ところが、その後予備調査業務発注に係る作業の中、当該敷地面積が約 2000 平米少ないことが明らかになった。

これについては、本年 1 月に明らかになっていたにもかかわらず 4 月まで、市長及び議会に報告されなかったことは、市民に対する重大な背徳行為であり、市長・副市長の処分に及んだ経緯がある。

これらの事態を受け行政・議会双方が当該敷地への集約が不可能との判断に至り、新たな施設再編たたき台が行政から示され、議会において集中審議する調査研究特別委員会を設置した

その後、たたき台バージョン 2 まで示された段階で、特別委員会の議論を終結し、今後は行政執行権に基づいて計画を進めることに決した。

しかるに、去る令和 6 年 9 月 13 日に、忍ヶ丘あおぞらこども園の構造に関して従来と異なる報告が議会になされた。

この様に、幾度となく根本資料の過ちが現れてくる事態に直面すると、行政への信頼が著しく損なわれるものと断ぜざるを得ない。

今般、補正予算成立において、中核的施設及び市庁舎敷地並びに南中学校跡地、忍ヶ丘あおぞらこども園を含む整備に関する調査業務を進めるにあたり、財産台帳などの根本資料に示される数値や構造に関して、適宜早急に徹底的な調査を求める。

以上

四條畷市議会

議長 森本 勉 様

令和6年9月17日

提案者 四條畷市議会議員

(代表者)吉田 裕彦

若松 正治

吉田 涼子

岸田 敦子

藤本 美佐子

渡辺 裕